

子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定について

1 子ども・子育て支援新制度とは

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的に、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づく子ども・子育てに係る新制度

ポイント 幼保連携型認定こども園制度の改善（単一の認可・給付に）

施設型給付及び地域型保育給付の創設

地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

施行時期 平成 27 年 4 月 1 日予定

2 国が定める基準と本市が定める基準との関係

子ども・子育て支援新制度では、市は、国が定める基準（平成 26 年 4 月 30 日公布）を踏まえて、地域の実情に応じて市としての基準を定めることとなっている。

区 分	国の「従うべき基準」	国の「参酌すべき基準」
法的効果	必ず適合しなければならない基準	十分取り入れなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることはできない。 *基準に従う範囲内であれば、本市の実情に応じた内容を定めることは可	法令の基準を十分参照した結果であれば、異なる内容を定めることはできる。
国の基準に沿った市の考え方	法目的や要件規定の趣旨に合致した範囲内で市の実情に応じられるか。	省令の基準を参考にし、下回る又は緩和する基準を定めるべき市の実情があるかどうか。
本市の考え方の方向性	国の基準より下回る又は緩和すべき本市の実情がない限りは、国の基準と同様とする。	

3 制定する条例について

(1) 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）

（仮称）総社市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例

制定理由 地域型保育事業は、新たに市の認可事業として位置づけられるもので市に認可権限があるため、市が新たに認可基準を条例で定める必要がある。

類 型	内 容
家庭的保育（定員 5 人以下）	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施。保育者の居宅やその他の場所で行う。
小規模保育（定員 6 人～19 人）	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施 A 型（保育所分園に近いもの） B 型（保育所分園と家庭的保育の中間的なもの） C 型（家庭的保育に近いもの）
事業所内保育	企業が従業員の仕事と子育ての両立支援策として実施しているものだが、地域の子どもも受け入れるもの。
居宅訪問型保育	保育を必要する子の居宅において、1 対 1 を基本できめ細やかな保育実施

認可基準については 別紙のとおり

(2) 保育の必要性の認定基準

国の基準は示されているが、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分がない

(仮称) 総社市保育の必要性に係る認定の基準に関する条例

(⇒現 総社市保育の実施に関する条例 の一部改正でも可?)

制定理由 新制度では、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなることから、(既存の条例を廃止し、改めて保育の必要性の認定基準について) 定める必要がある。

【認定区分】

1号認定：満3歳以上 教育標準時間認定

2号認定：満3歳以上 保育認定

3号認定：満3歳未満 保育認定

【認定基準】

「事由」：保護者の労働又は疾病その他の政省令等で定める事由

「区分」：保育標準時間又は保育短時間という保育必要量の区分

「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

保育の必要性の認定に当たっては、以下の3点(事由・区分・優先利用)で認定基準を策定

■ 事由について

現行 総社市保育の実施に関する条例

- (1) 居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中である又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

- 就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労、居宅内の労働(自営業、在宅勤務)を含む
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

<本市の対応案>

現行の取り扱いを前提としながら、国の基準に沿ったものとする。
条例の施行に関し必要な事項は別途定めることとする。

■区分（保育必要量）

「保育標準時間」：両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合

保育必要量は、現行制度における保育所の開所時間である1日11時間までの利用に対応するものとし、1か月あたり平均275時間（最大292時間、最低212時間）とする

「保育短時間」：両親の両方又は片方がパートタイムで就労する場合

原則的な保育時間である1日8時間までの利用に対応するものとして、1か月あたり平均200時間（最大212時間）とする

就労時間の下限は 現行制度における実態を踏まえ、1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市が定める

⇒ 1ヶ月あたり48時間程度とすることを基本とする。

<本市の対応案>

区分（保育必要量）は、条例とは別途定めることとする。

■優先利用

個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、調整指数上の優先度を高めることで優先利用を可能とする仕組みを基本とする。

（項目）

- ① ひとり親家庭
- ② 生活保護世帯（就労による自立支援につながるケース等）
- ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合
- ⑤ 子どもが障がいの有する場合
- ⑥ 育児休業明け
育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、再度利用を希望する場合
1歳まで育児休暇を取得しており、復職する場合
- ⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童（*連携施設に関する経過措置として）
- ⑨ その他市が定める事由

保護者の疾病・障がいの状況や各世帯の経済状況など

<本市の対応案>

優先利用は、調整指数上の優先度を高めることにより行うとされていることから、現行の取り扱いを踏まえ、条例とは別途定めることとする。

(3) 放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準

(仮称) 総社市放課後児童クラブの設備及び運営の基準に関する条例

(⇒ 現 総社市放課後児童クラブ施設条例 の一部改正でも可?)

制定理由 新制度では、その対象者が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」と明確化されるとともに、実施主体が市町村となり、事業の実施における設備及び運営についての基準を市が条例で定める必要がある。

	項目	国の基準	現行
従うべき基準	従事する者	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者(「児童の遊びを指導する者」保育士、教諭免許を有するもの等)であって、研修を受講した者	同左が望ましい
	員数	指導員は2名以上配置することとし、うち1名以上は有資格者とする。	児童数30人までは2人以上、50人までは3人以上、70人までは4人以上、100人以上は5人以上
参酌すべき基準	施設・設備	専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通して専用利用でき、面積は「児童一人あたりおおむね1.65㎡以上」とする。	専用スペースの確保 児童一人あたりおおむね1.65㎡以上 静養スペース確保
	開所日数・開所時間	年間250日以上、平日は3時間以上、休日は8時間以上を原則とする。	年間250日以上 平日は午後6時まで(延長は午後7時) 休日は午前8時～午後6時まで
	児童の集団の規模	児童の集団の規模はおおむね40人までとする。 *児童数が40人を超えるクラブは、複数の集団に分けて対応するよう努める	児童の集団の規模は70人までとする。 *70人を超えるクラブは、規模の適正化(分割)に努める
	その他基準	非常災害対策、虐待等の禁止、秘密の保持、保護者・小学校等との連携、事故発生時の対応について定める。	同左

<本市の対応>

従うべき基準・参酌すべき基準は 国の基準どおり

原則として条例において規定することを予定しているが、一部の内容については規則や告示で規定する場合あり

(4) 「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」の運営基準

(仮称) 総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
制定理由 新制度では、施設・事業者からの申請に基づき、市が給付を行う対象施設・事業として「確認」する(確認制度)こととなっており、この基準については、市が条例で定める必要がある。

1) 確認制度の概要

新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市が、各施設・事業の類型に従い、子ども・子育て支援事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付(委託費)を支払うこととなる。ただし、新制度施行前からある認可保育所等については、申請をしなくても確認があったものとみなされる。

⇒教育・保育施設、地域型保育事業は

- ① 学校教育法、児童福祉法等に基づく県の認可基準を満たすこと
- ② 子ども・子育て支援法に基づく運営に関する市の基準を満たすこと



国が定める基準を踏まえ、市の条例として制定する必要あり

2) 利用定員の考え方(従うべき基準)

■ 利用定員の設定方法(最低数との関係)

認可制度上の最低定員の設定を前提として、確認制度上の利用定員は以下のとおり

保育所・・・20名以上 認定こども園・・・20名以上

幼稚園・・・最低定員を設けない

地域型保育事業の利用定員の最低数は、認可基準と併せて設定

■ 利用定員の設定方法(子どもの年齢との関係)

年度途中の子どもの入れ替わりにも柔軟に対応できるようにする

計画の「量の見込み」等の区分との整合性を確保する

⇒ 1号(3-5歳) 2号(3-5歳) 3号(0歳, 1・2歳)

地域の実情に応じて さらに細かい区分の設定も可

柔軟な対応を可能とするため、一定の範囲内で一時的な定員超過も可

■ 利用定員の設定方法(保育標準時間、保育短時間との関係)

働き方によって年度途中でも変動するため、柔軟な対応が必要

自治体の事業計画との整合性も必要

⇒ 保育標準時間、保育単時間の区分はしないで利用定員設定を基本

3) 運営基準について

■ 利用開始に伴う基準

・内容・手続きの説明・同意・契約(従うべき基準)

⇒保護者に事前説明(運営規定の概要、苦情処理体制、事故発生時の対応等)を行い、同意を得る

・応諾義務 ⇒ 正当な理由がなければ拒んではならない(従うべき基準)

①定員に空きがない場合 ②定員を上回る利用の申込みがあった場合③

その他特別な事情（特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業との受入能力・体制との関係，利用者負担の滞納，通園標準区域との関係，保護者とのトラブルなど）

- 定員を上回る申込の場合（従うべき基準）
 - ⇒ 教育標準時間認定を受けた子どもは，①抽選，②先着順，③建学の精神等設置者の理念に基づく選考など明示する
 - 保育認定を受けた子どもは，市町村が利用調整
- 支給認定証の確認，支給認定申請の援助（参酌すべき基準）
- 教育・保育の提供に伴う基準（利用者に関する市への通知のみ 参酌すべき基準）
 - 幼稚園教育要領，保育所保育指針等に則った教育・保育の提供
 - 子どもの心身の状況の把握
 - 子どもの適切な処遇（利用児童の平等取り扱い，虐待等の禁止，懲戒権限の濫用防止）
 - 連携施設との連携 ⇒ 地域型保育事業のみ 協定書等により連携施設を設定 するよう求める
 - 利用者負担の徴収（上乗せ徴収）⇒ 上乗せ徴収できる旨を定めることを基本施設・事業者はあらかじめ額や理由を明示
 - 利用者に関する市への通知（不正受給の防止）
 - 特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用）⇒ 認定区分の子どもと同じ認可基準に
- 管理・運営に関する基準
 - 施設の目的・運営方針，職員の職種，員数等の重要事項を定めた運営規定の策定，掲示
 - 秘密保持，個人情報保護（従うべき基準）
 - 接続施設（小学校など）への情報提供は保護者にあらかじめ周知・説明し，同意を得る
 - 非常災害対策，衛生管理（従うべき基準）⇒ 定期的な訓練の実施
 - 事故防止及び事故発生時の対応（従うべき基準）⇒ 情報の集約と公表
 - 評価（自己評価，学校関係者評価，第三者評価）⇒ 自己評価は必須
 - 苦情処理 ⇒ 受付窓口の設置
 - 会計処理（会計処理基準，区分経理，使途制限等）
 - ⇒ 運営基準上の教育・保育施設，地域型保育事業ごとの区分経理
 - 財務諸表は公表
 - 施設型給付，地域型保育給付の創設を受けて，法人種別ごとの会計処理を求めることを基本
 - 記録の整備
- 撤退時の基準
 - 3ヶ月以上の予告期間を設け，現に利用している子ども・保護者に対して，継続して教育・保育が提供されるよう他の施設との連絡調整その他の便宜の提供が必要

<本市の対応>

基本的には，国の基準どおり

原則として条例において規定することを予定しているが，一部の内容については規則や告示で規定する場合あり

2 認可基準の具体的な各項目について

項目	家庭的保育	小規模保育		事業所内保育	居宅訪問型保育
		A型(分園型)	B型(中間型)		
職員数	従 3:1 補助者を置く場合 5:2	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 + 1名	3:1 補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所 と同様 定員19名以下 小規模 A、Bと整合性を図る	1:1 必要な研修を終了し、保 育士、保育士と同等以 上の知識及び経験を有 すると認める者
保育従事者	従 家庭的保育者 (+家庭的保育補助 者)	保育士 +保育従事者 *保育士割合1/2以 上	家庭的保育者 (+家庭的保育補助 者)		
給食	従	自園調理(調理業務の委託可。連携施設からの搬入可)			
給食設備	従	調理設備 (通常のキッチン設備を基に定員に応じた設備内容。外部搬入の場合は、提供にあ たり必要な加熱、保存等の調理機能を求める。)		調理室 調理室	保育者による調理・食事 の提供は行わないこと を基本
調理のための職員	従	調理員(調理業務の委託、連携施設からの搬入の場合は不要)			
居室	参	0・1歳児 乳児室又はほふく室 3.3㎡/1 人 2歳児 保育室 1.98㎡/1人	0・1才児 乳児室又はほ ふく室 3.3㎡/1人 2歳児 保育室 3.3㎡/1 人	定員20名以上 保育所 と同様 定員19名以下 小規模 A、Bと同様	-
屋外遊戯場	参	適当な広さの庭 *代替地可 3.3㎡/2歳児1人	屋外遊戯場 *付近の代替地可 3.3㎡/2歳児1人		-
連携施設		連携施設の設置が必要 【連携内容】保育内容の支援及び卒園後の受け皿 【連携施設】保育所、幼稚園、認定こども園		【連携内容】保育内容の支援 は、19人以下の場合は求め る。 【卒園後の受け皿】地域枠は 設定を定める	一律には求めない
嘱託医		嘱託医(連携施設との同一嘱託医への委嘱も可)			
その他①	-	-	-	複数企業による共同運 営可能	
その他②	-	-	-	地域枠の設定	

> 本市の対応(案) > 現在市ではこうした事業を行っていないため、国の基準に従う

